

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 生活を支えるための支援などのご案内

新型コロナウイルス感染症について、兵庫県においては、感染増加は抑制できており、社会経済は段階的に再開に向けて進んでいます。これまでの皆様のご理解、ご協力に改めて感謝いたします。

しかしながら、首都圏などでは、次なる波の兆候が現れるなど、新型コロナウイルスの危険性がなくなったわけではありません。町民の皆さんは、改めて、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の実践を通して、第2波、第3波といった感染拡大の防止に努めてください。今月は、生活の日常化をめざした、新たに町で決定した主な支援策などをご紹介します。

なお、制度の詳細や条件などについては、各担当窓口までお問い合わせください。



## ① 生活への支援策

- **水道基本料金の減免** . . . . . 〈上下水道事業所 ☎ 277-3241〉  
既に決定している7月から10月検針分の水道基本料金減免の期間を2カ月間延長します（11月および12月検針分）。なお、上水道使用料の従量料金および下水道使用料は減免の対象となりません。
- **妊産婦支援給付金** . . . . . 〈さわやか健康課 ☎ 276-6630〉  
妊産婦が安心して出産、育児できるよう、妊産婦1人につき5万円を給付します。出産日または出産予定日が令和2年4月28日以降で、令和2年8月31日までに妊娠届出書を提出している妊産婦が対象です。対象者には、申請書を送付または窓口配布し、順次申請を受け付けています。

## ② 子育て支援策

- **ひとり親世帯臨時特別給付金** . . . . . 〈社会福祉課 ☎ 277-1013〉  
①令和2年6月分の児童扶養手当を受けている人、②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人、または、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円  
※ 上記①または②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった人 1世帯5万円  
現在、児童扶養手当を受給している人については、8月上旬に発送する現況届に案内通知などを同封します。また、それ以外で申請される人については、お問い合わせください。

## ③ 事業者への支援策

- **あすかふるさと応援商品券** . . . . . 〈産業経済課 ☎ 277-5993〉  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者への支援を図るとともに、住民生活を支援するため、町内全世帯の世帯主に、町内店舗で使用できる額面10,000円分の商品券を配布します。うち5,000円分は小規模店舗（売場面積1,000㎡以下）での使用に限定しています。  
使用期間は令和2年10月1日から令和2年12月31日までとなっており、9月下旬頃までに送付予定です。  
～ 商品券取扱店への登録について ～
  - ・ 登録要件 町内に店舗を有する事業者
  - ・ 申請方法 「取扱店登録申請書」を産業経済課へ提出
  - ・ 募集期限 令和2年11月30日（月）8月7日（金）までに登録が完了すると、商品券配布時に同封する取扱店一覧に店名を記載します。以降は、町ホームページに随時公開します。
- **経営継続支援家賃給付金** . . . . . 〈産業経済課 ☎ 277-5993〉  
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少した事業者に対して、国の家賃支援給付金（給

付率3分の2)に上乗せする町独自支援を実施します。国の家賃支援給付金を受給した人が対象となり、月額家賃15万円を上限として、その3分の1の額を最大6カ月給付するものです。

● **経営継続支援持続化給付金** . . . . .〈産業経済課 ☎ 277-5993〉

国の持続化給付金の対象とならない事業者支援のため、令和2年1月から令和2年12月までのうち、いずれか1カ月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した事業者に対し、10万円を給付します。

● **兵庫県中小企業事業再開支援** . . . . .〈兵庫県中小企業事業再開支援金事務局 ☎ 078-361-1500〉

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が段階的に再開されつつあることから、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止に係る経費に対する補助金を支給します。

- ・ 対象となる人 兵庫県内に事業所を置く中小法人および個人事業主
- ・ 補助対象経費 令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注(契約)、納品、支払いした以下の経費が対象となります。

感染拡大を防止するために必要な経費  
(資材費、設備・備品購入費、改装、修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費)

- ・ 補助金額 中小法人で20万円(2事業所以上:40万円)、個人事業主で10万円(2事業所以上:20万円) \* 補助金額以上の事業実施が条件となります。

※ 申請に関する必要書類など、詳細な内容については、お問い合わせください。

※ 予算の都合で予告なく募集を締め切られることがあります。

#### ④ その他の施策

● **まち・ひと応援花かざり事業** . . . . .〈産業経済課 ☎ 277-5993〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、暗くなりがちな町全体の雰囲気、花を飾ることによって明るくするため、希望者に花苗などを配布し、町内各所を花で彩っていただく「花かざり事業」を実施します。事業に賛同し、協力していただける店舗および花苗などの配布を希望する世帯または団体を募集します。

- ・ 募集期間 令和2年8月3日(月)~8月17日(月) 8時30分~17時15分(土日祝日を除く)
- ・ 募集店舗 町内の花苗などの販売店(花苗・プランター・土などの販売が可能な店舗)
- ・ 配布対象 町民の皆さんの目に触れる場所に植栽することを条件として、町内在住で配布を希望する世帯または町内の団体(200件を上限とします)
- ・ 配布金額 1件3,500円以内
- ・ 配布資材

資材など	上限単価
花苗	300円
プランター	500円
食材用土・肥料など	500円



※上限単価はそれぞれ1個の単価

#### \* 間もなく申請期限 \*

● **特別定額給付金** . . . . .〈太子町特別定額給付金専用ダイヤル ☎ 277-1019〉

基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている人に対し、1人当たり10万を給付します。7月15日現在、特別定額給付金の給付処理が完了した割合は99.1%となっています。

8月25日(火)(当日消印有効)の申請期限を過ぎますと、給付を受けられなくなりますので、まだ申請がお済みでない人は、お忘れなく申請をお願いします。

なお、「申請書が届いていない」、「申請書の書き方が分からない」など、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

国・県および町の対策(広報7月号) → [太子町 新型コロナウイルス感染症に関する支援策](#)

「ひょうごスタイル」 → [太子町 新型コロナウイルス感染症に関する生活関連情報](#)